

記入例

受付

熱損失防止改修住宅等に対する固定資産税の減額に係る申告書

令和 〇 年 〇 月 〇 日

長岡市長 様

住 所 〒940-0000 長岡市〇〇町1丁目2番3号

申告者氏名 (納税義務者) (名 称) 〇 〇 〇 〇

電話番号 0258 (〇〇) 〇〇〇〇

(個人番号及び法人番号)

Table with 12 columns for personal and corporate numbers, containing digits 1 through 2.

地方税法附則第15条の9第9項及び同条第10項に規定する熱損失防止改修住宅等に対する固定資産税の減額の適用を受けたいので、同条第11項及び長岡市市税条例附則第14条の3第5項の規定に基づき申告します。

該当するものに〇を記入してください。

Main application form table with fields for address, type, structure, area, dates, and fees. Includes checkboxes for '専用住宅', '木造', '窓', '天井', '壁', '床', and '同意します'.

※ 添付書類

- (1) 増改築等工事証明書
(2) 補助金や給付金を受給している場合はその決定を受けたことを確認できる書類の写し

※ 改修工事完了後3か月以内に提出してください。

1 提出先

長岡市役所資産税課又は最寄りの支所の市民生活課及び地域振興・市民生活課（市外局番:0258）

長岡市役所資産税課	☎ 39-2213	和島支所地域振興・市民生活課	☎ 74-3113
中之島支所市民生活課	☎ 61-2014	寺泊支所市民生活課	☎ 75-3113
越路支所市民生活課	☎ 92-5907	栃尾支所市民生活課	☎ 52-5837
三島支所市民生活課	☎ 42-2246	与板支所市民生活課	☎ 72-3160
山古志支所地域振興・市民生活課	☎ 59-2332	川口支所市民生活課	☎ 89-3112
小国支所市民生活課	☎ 95-5900		

2 提出書類

省エネ改修工事完了後3か月以内に、申告書に次の書類を添付して提出してください。

(1) 増改築等工事証明書

(2) 補助金や給付金を受給している場合はその決定を受けたことを確認できる書類の写し

*増改築等工事証明書は都道府県知事が登録した建築士事務所に所属する建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関、住宅瑕疵担保責任保険法人が発行します。

【この制度の概要については次のとおりです】

1 概要

平成20年1月1日以前から所在する住宅のうち人の居住の用に供する部分において、令和4年3月31日までの間に一定の省エネ改修工事を行い、一定の基準に適合することにつき証明されたものについては、改修後3か月以内に市に申告すると、改修工事が完了した年の翌年度分の固定資産税額の3分の1に相当する額を減額します。

2 対象となる住宅

- (1) 平成20年1月1日以前から所在する住宅（居住部分の割合が2分の1以上であること）
- (2) 賃貸住宅でないこと

3 減額される工事の要件

- (1) 改修工事により改修をした当該部位が新たに現行の省エネ基準に適合すること
- (2) 窓の断熱改修工事又は窓の断熱改修工事と合わせて行う以下の改修工事
 - ア 天井等の断熱性を高める改修工事
 - イ 壁の断熱性を高める改修工事
 - ウ 床等の断熱性を高める改修工事
- (3) 省エネ改修に要した費用の額が1戸当たり50万円を超えていること
（国又は地方公共団体からの給付金や補助金を除く自己負担額が50万円を超えていること）
- (4) 改修後の住宅の床面積が50㎡以上280㎡以下であること

4 減額の内容

- (1) 1戸当たり床面積が120㎡相当分までの固定資産税額の3分の1を減額（都市計画税は対象外）
- (2) 併用住宅の場合は居住部分のみが減額の対象となります。
- (3) 省エネ改修工事完了日の翌年度1年度分を減額
- (4) 新築住宅特例や耐震改修特例の減額と同時に適用できません。
- (5) バリアフリー改修と省エネ改修を同年に行った場合は、それぞれの税額の3分の1を減額し合わせて3分の2を減額
- (6) この減額措置の適用は1回限りとなります。

担 当

〒940-8501 長岡市大手通1丁目4番地10
長岡市 財務部 資産税課 家屋係
電話：0258-39-2213（直通）